



# 金 沢 市 公 報

号外第18号の2

令和元年(2019年)12月17日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	
		○金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども総合相談センター) 2
		○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課) 8

## 規 則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月17日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第38号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第23条」を「第21条」に改める。

第5条の前の見出し及び同条を削る。

第6条中「2の項」を「1の項」に改め、「児童福祉法」の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、同条第4号中「第18条及び第25条」を「第17条及び第23条」に改め、同条を第5条とし、同条の前に見出しとして「(条例別表第2の規則で定める事務)」を付する。

第7条中「3の項」を「2の項」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「4の項」を「3の項」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「5の項」を「4の項」に改め、同条第1号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「6の項」を「5の項」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「7の項」を「6の項」に改め、同条第3号中「納税義務者又は当該」を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

第11条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務とし、同表の7の項の規則で定める情報は当該調整が必要な被保険者に係る生活保護実施関係情報とする。

第12条を削る。

第13条中「9の項」を「8の項」に改め、同条第1号イ及び第2号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条を第12条とする。

第14条中「10の項」を「9の項」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「11の項」を「10の項」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「12の項」を「11の項」に改め、同条を第15条とする。

第17条中「13の項」を「12の項」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「14の項」を「13の項」に改め、同条を第17条とする。

第19条を削る。

第20条中「16の項」を「14の項」に改め、同条を第18条とする。

第21条中「17の項」を「15の項」に改め、同条第5号イ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同条を第19条とする。

第22条中「18の項」を「16の項」に改め、同条を第20条とする。

第23条中「19の項」を「17の項」に改め、同条を第21条とし、第24条から第28条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和元年12月31日以後引き続き法の規定による措置等を受けている者に係る徴収金の額に関し、別表第2から別表第4までの規定により所得割の額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。)を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとする。

別表第1の備考第1項中「(昭和25年法律第226号)」を削る。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第7条関係)

助産施設入所費の徴収額

階層 区分	世 帯 の 階 層 区 分		徴収金月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の世帯		0円
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200円
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも(所得割の額のない世帯)		4,500円
D 階 層	1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	9,000円以下
	2		9,001円~19,000円

別表第2の備考第2項本文中「C階層」の次に「又はD階層」を加え、同項ただし書中「第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法」を削り、同備考第3項中「又は均等割の額」を「若しくは均等割の額とし、又は同表のD階層における所得割の額」に改め、同備考第4項を次のように改める。

4 所得割の額については、妊産婦又はその扶養義務者が当該所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

別表第2の備考第5項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同備考第6項中「所得税の額及び」を削り、同備考第10項中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「所得の合計額」を「合計所得金額をいう」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同備考第11項中「所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「とし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削る。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

母子生活支援施設入所費の徴収額

階層区分	世帯の階層区分		徴収金月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の世帯		0円	
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		0円	
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも（所得割の額のない世帯）		2,200円	
D階層	1	A階層及びC階層を除き、当該	9,000円以下	3,300円
	2	年度分の市町村民税の課税世帯	9,001円～27,000円	4,500円
	3	であって、その市町村民税の所	27,001円～57,000円	6,700円
	4	得割の額の区分が次の区分に該	57,001円～93,000円	9,300円
	5	当するもの	93,001円～177,300円	14,500円
	6		177,301円～258,100円	20,600円
	7		258,101円～348,100円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。）
	8		348,101円～456,100円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。）
	9		456,101円～583,200円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。）
	10		583,201円～704,000円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。）

11	704,001円～852,000円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。）
12	852,001円～1,044,000円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。）
13	1,044,001円～1,225,500円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。）
14	1,225,501円～1,426,500円	その月のその入所世帯に係る入所費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。）
15	1,426,501円以上	全額徴収

別表第3の備考第2項本文中「C階層」の次に「又はD階層」を加え、同項ただし書中「第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法」を削り、同備考第3項中「又は均等割の額」を「若しくは均等割の額とし、又は同表のD階層における所得割の額」に改め、同備考第4項を次のように改める。

4 所得割の額については、入所世帯に属する者が当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

別表第3の備考第5項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同備考第6項中「所得税の額及び」を削り、同備考第7項中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「所得の合計額」を「合計所得金額をいう」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同備考第8項中「所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「とし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削る。

別表第4中備考以外の部分を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

児童福祉施設等措置費の徴収額（扶養義務者用）

階層区分	世帯の階層区分	徴 収 金 月 額			
		入 所 施 設		通 園 施 設 等	
		基 準 額	加算基準額	基 準 額	加算基準額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の世帯	0円	0円	0円	0円

B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円	1,100円	110円		
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのももの(所得割の額のない世帯)	4,500円	450円	2,200円	220円		
D階層	1	A階層及びC階層を除き、	9,000円以下	6,600円	660円	3,300円	330円
	2	当該年度分の市町村民税の	9,001円～27,000円	9,000円	900円	4,500円	450円
	3	課税世帯であって、その市	27,001円～57,000円	13,500円	1,350円	6,700円	670円
	4	町村民税の所得割の額の区	57,001円～93,000円	18,700円	1,870円	9,300円	930円
	5	分が次の区分に該当するも	93,001円～177,300円	29,000円	2,900円	14,500円	1,450円
	6	の	177,301円～258,100円	支弁額。ただし、その額が41,200円を超えるときは、41,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が4,120円を超えるときは、4,120円とする。	20,600円	2,060円
	7		258,101円～348,100円	支弁額。ただし、その額が54,200円を超えるときは、54,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が5,420円を超えるときは、5,420円とする。	支弁額。ただし、その額が27,100円を超えるときは、27,100円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が2,710円を超えるときは、2,710円とする。
	8		348,101円～456,100円	支弁額。ただし、その額が68,700円を超えるときは、68,700円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が6,870円を超えるときは、6,870円とする。	支弁額。ただし、その額が34,300円を超えるときは、34,300円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が3,430円を超えるときは、3,430円とする。
	9		456,101円～583,200円	支弁額。ただし、その額が85,000円を超えるときは、85,000円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が8,500円を超えるときは、8,500円とする。	支弁額。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が4,250円を超えるときは、4,250円とする。
	10		583,201円～704,000円	支弁額。ただし、その額が102,900円を超えるときは、102,900円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が10,290円を超えるときは、10,290円とする。	支弁額。ただし、その額が51,400円を超えるときは、51,400円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が5,140円を超えるときは、5,140円とする。

11	704,001円 ～852,000 円	支弁額。ただし、その額が122,500円を超えるときは、122,500円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が12,250円を超えるときは、12,250円とする。	支弁額。ただし、その額が61,200円を超えるときは、61,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が6,120円を超えるときは、6,120円とする。
12	852,001円 ～1,044,000 円	支弁額。ただし、その額が143,800円を超えるときは、143,800円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が14,380円を超えるときは、14,380円とする。	支弁額。ただし、その額が71,900円を超えるときは、71,900円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が7,190円を超えるときは、7,190円とする。
13	1,044,001円 ～1,225,500 円	支弁額。ただし、その額が166,600円を超えるときは、166,600円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が16,660円を超えるときは、16,660円とする。	支弁額。ただし、その額が83,300円を超えるときは、83,300円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が8,330円を超えるときは、8,330円とする。
14	1,225,501円 ～1,426,500 円	支弁額。ただし、その額が191,200円を超えるときは、191,200円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が19,120円を超えるときは、19,120円とする。	支弁額。ただし、その額が95,600円を超えるときは、95,600円とする。	支弁額の1割に相当する額。ただし、その額が9,560円を超えるときは、9,560円とする。
15	1,426,501 円以上	支弁額	支弁額の1割に相当する額	支弁額	支弁額の1割に相当する額

別表第4の備考第3項本文中「C階層」の次に「又はD階層」を加え、同項ただし書中「第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法」を削り、同備考第4項中「又は均等割の額」を「若しくは均等割の額とし、又は同表のD階層における所得割の額」に改め、同備考第5項を次のように改める。

5 所得割の額については、措置児童等又はその扶養義務者が当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

別表第4の備考第7項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同備考第8項中「所得税の額及び」を削り、同備考第10項中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「所得の合計額」を「合計所得金額をいう」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、同項第3号中「有し」の次に「、かつ」を加え、同備考第11項中「所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「とし、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同項第1号又は第3号に該当する場合にあっては27万円を、同項第2号に該当する場合にあっては35万円を控除するもの」を削り、同備考第12項中「徴収金額」を「徴収金の額」に改め、同備考第13項中「、この表の規定」を「、それぞれこの表の規定又は別表第5の規定」に改め、「あっては、」の次に「それぞれ」を、「みなしてこの表の規定」の次に「又は別表第5の規定」を加える。

別表第5 C階層の項中「市町村民税均等割の額のみ世帯」を「市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみもの（所得割の額のない世帯）」に改め、同表D階層の項中「166,000円」を「166,600円」に、「16,600円」を「16,660円」に改め、同表の備考第3項本文中「表の」の次に「C階層又は」を加え、同備考第4項中「C階層における」の次に「所得割の額若しくは」を加え、同備考第5項中「（地方自治法（昭和22

年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この表において同じ。)」を削り、同備考第10項中「所得金額の合計額」を「合計所得金額をいう」に改める。

様式第4号及び様式第5号中

課 税 の 有 無		課 税 の 有 無	
本年度分市町村民税	前年分所得税	本年度分市町村民税	

を

に改める。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 令和元年12月31日以後引き続き養護老人ホームに入所している者に係る徴収金の額に関し、別表第2の規定により所得割の額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。)を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第9条関係)

養護老人ホームに係る被措置者の扶養義務者の費用徴収基準

階層 区分	税 額 等 に よ る 階 層 区 分	徴 収 金 月 額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者(単給を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者	0円
B階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税の者	0円
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税の者であって、その市町村民税の額が均等割の額のみのも(所得割の額のない者)	4,500円
D階層	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税の者であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当するもの	
1	9,000円以下	6,600円
2	9,001円～27,000円	9,000円
3	27,001円～57,000円	13,500円
4	57,001円～93,000円	18,700円
5	93,001円～177,300円	29,000円
6	177,301円～258,100円	41,200円
7	258,101円～348,100円	54,200円
8	348,101円～456,100円	68,700円
9	456,101円～583,200円	85,000円
10	583,201円～704,000円	102,900円
11	704,001円～852,000円	122,500円
12	852,001円～1,044,000円	143,800円
13	1,044,001円～1,225,500円	166,600円
14	1,225,501円～1,426,500円	191,200円
15	1,426,501円以上	その月におけるその被措置者に

係る措置費の支弁額

別表第2の備考第1項中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同備考第2項本文中「C階層」の次に「又はD階層」を加え、同項ただし書中「第314条の2第1項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法」を削り、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に改め、同備考第3項中「又は均等割の額」を「若しくは均等割の額とし、又は同表のD階層における所得割の額」に改め、同備考第4項及び第5項を次のように改める。

4 所得割の額については、扶養義務者が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

5 当該年度分の市町村民税の課税関係が判明しないときは、これが判明するまでの間、前年度分の市町村民税によるものとする。

別表第2の備考中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 この表の規定にかかわらず、その扶養義務者の市町村民税の額が明らかでない場合その他市長が必要と認めた場合は、収入月額を基準として市長が別に定めた額を当該徴収金の額とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市児童福祉法施行細則(以下「新児童福祉法施行細則」という。)別表第2から別表第5までの規定は、令和元年7月分からの徴収金について適用する。ただし、同月分から同年12月分までのいずれかの月分の徴収金について同条の規定による改正前の金沢市児童福祉法施行細則(以下「旧児童福祉法施行細則」という。)別表第2から別表第5までの規定の適用を受けていた者で、それぞれ新児童福祉法施行細則別表第2から別表第5までの規定の適用を受けることにより徴収金の額が増加するものについては、同年7月分から令和2年6月分までの徴収金に限り、それぞれ旧児童福祉法施行細則別表第2から別表第5までの規定により徴収金の額を算定する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市老人福祉法施行細則(以下「新老人福祉法施行細則」という。)別表第2の規定は、令和元年7月分からの徴収金について適用する。ただし、同月分から同年12月分までのいずれかの月分の徴収金について同条の規定による改正前の金沢市老人福祉法施行細則(以下「旧老人福祉法施行細則」という。)別表第2の規定の適用を受けていた者で、新老人福祉法施行細則別表第2の規定の適用を受けることにより徴収金の額が増加するものについては、同年7月分から令和2年6月分までの徴収金に限り、旧老人福祉法施行細則別表第2の規定により徴収金の額を算定する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

#### ●金沢市規則第40号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「資格者証」を「省令第83条の6第7項の規定による負担限度額認定証の再交付、資格者証」に、「及び法」を「、法」に改め、「いう。)」の次に「の再交付その他介護保険に関する認定証」に改める。

様式第3号中



再交付の申請 をする証明書	1 被保険者証	申請の理由	1 紛失・焼失	を
	2 負担割合証		2 破損・汚損	
	3 資格者証		3 その他	
	4 受給資格証明書		( )	

再交付の申請 をする証明書	1 被保険者証	申請の理由	1 紛失・焼失	に、
	2 負担割合証		2 破損・汚損	
	3 負担限度額認定証		3 その他	
	4 資格者証		( )	
	5 受給資格証明書			
	6 その他 ( )			

医療保険者名		医療保険被保険 者証記号番号		を
--------	--	-------------------	--	---

医療保険者名		医療保険被保険 者証記号番号		に
--------	--	-------------------	--	---

備考 個人番号カード、運転免許証、障害者手帳、旅券その他の本人確認ができる書類を提示する場合は、  
個人番号の記載の必要はありません。

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

令和元年(2019年)12月17日 印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)12月17日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地	(株) 共 栄